

就学援助制度について

肝付町教育委員会

小・中学校に在学・就学予定の保護者の皆様へ

肝付町では経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、就学援助制度で学用品の購入費や学校給食に係る経費などを支援しています。

○ 認定基準について

- 1 肝付町に住所（住民票上の住所）を有しており、肝付町内の公立の小・中学校に在学または就学予定である児童生徒がいる方
- 2 世帯の状況が以下のいずれかに該当する方
 - 世帯全員の市区町村民税が非課税となっている
 - 国民年金保険料が免除または減免されている
 - 児童扶養手当を受給している
 - 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる場合



○ 援助内容について

費目名	内容
学用品費等	通常必要とする学用品の購入費
通学用品費	通常必要とする通学用品の購入費（1学年を除く）
新入学児童生徒学用品費	入学にあたり通常必要とする学用品の購入費
修学旅行費	修学旅行に直接係る交通費、宿泊費の9割程度
校外活動費	校外活動に直接係る交通費等実支払額
医療費	むし歯や結膜炎等の治療費
学校給食費	学校給食に要した給食費

※生活保護を受給されている場合、「修学旅行費」についてのみ援助が行われます。

（その他の費目については、生活保護で支給されます。）

○ 申請等について

	在校生	未就学児（新1年生）
申請受付	4月に案内文書と申請書を学校経由で配布します。 希望される場合は学校へ申請書等を提出してください。	9月頃に教育委員会から就学時検診のお知らせと併せて案内文書と申請書を郵送します。 希望される場合は教育委員会へ申請書等を提出してください。 ※「新入学児童生徒学用品費」のみ支給
審査結果通知	6月中に学校経由でお知らせします。	12月中に教育委員会からお知らせします。
支給時期	各学期末	3月

○ 注意点について

「就学援助について」のお知らせ文書が手元にないときは、学校もしくは教育委員会まで請求してください。児童生徒1名につき1枚の申請書が必要となります。

○ 問合せ先

肝付町教育委員会教育総務課
〒893-1206 鹿児島県肝付郡肝付町前田1020番地

TEL : 0994-65-8425 FAX : 0994-65-2555
E-mail : ksoumu@town.kimotsuki.lg.jp